

## 公共交通人材確保緊急対策事業企画提案募集要領

〔この公募は、令和3年度の国の地方創生推進交付金の交付決定を前提に募集手続きを行うものです。〕

### 1. 事業の募集

運輸業の担い手であるバス、トラック、タクシーの運転手等の確保や、若年者の運輸業の理解促進を目的として、民間の企業・団体へ委託して実施する「公共交通人材確保緊急対策事業」の企画提案を募集します。

### 2. 募集する事業の内容

(1) 委託事業名：公共交通人材確保緊急対策事業

(2) 事業目的

公共交通や物流などの運輸業は、県民の暮らしと経済活動を支える重要な社会インフラですが、その担い手である運転手等は慢性的な人材不足となっています。

このため、本事業では、学生や若年求職者等を対象に運転手をはじめとする運輸を担う職種への理解促進や運輸業界の人材獲得能力の向上を図ることにより、若年求職者等の運輸業への就業を促すことを目的とするものです。

(3) 委託期間

委託契約締結日（令和3年5月下旬を予定）から令和4年3月18日まで

(4) 委託する業務内容

企画提案の内容については、以下の①～③の取組みを必ず盛り込み、委託期間内に実施可能なものとしてください。また、委託事業費の範囲内でその他の取組みを実施することは可能ですが、運輸業の人材確保や魅力発信に繋がる内容であるとともに、①～③の取組みが従属的なものとならないよう留意してください。

#### ① 運輸事業現地説明会の開催

（企画提案における留意事項）

・参加対象：【参加者】学生や若年求職者、本県へのU I ターン就職希望者を主な対象とする。

【見学先】バス事業者、トラック事業者、タクシー事業者、旅客船事業者、鉄道事業者 等

・開催方法：愛媛県内で3回（東・中・南予各1回）以上開催すること。

・開催規模：参加者はそれぞれ30名程度で実施すること。

・その他：ア 現地説明会の内容については、運転手や船員など運輸の現場を担う職種への理解を深められる内容とすること。

イ 見学先の開拓や参加者の交通手段の手配（集合場所から見学先までの間）は委託事業の中に含まれるため、受託者が行うこと。

ウ 事業実施前後の広報活動等により、現地説明会参加者のみならず、広く運輸業への理解が深まるよう工夫すること。

- エ 参加者募集は県のホームページ等でも行うが、受託者が責任をもって参加者を集めること。
- オ 開催に際しては、愛媛県バス協会・愛媛県旅客船協会・愛媛県トラック協会・愛媛県ハイヤータクシー協会（以下「運輸関係団体」という。）や関係事業者と協力・連携して対応すること。
- カ 参加者へのマスクの配布や手指消毒液の設置等、感染予防対策を講じること。

## ② 運輸業紹介動画の制作

（企画提案における留意事項）

- ・ 動画内容：コロナ禍において、社会生活の維持に不可欠な仕事であることが再認識された、運輸業界の果たす社会的役割や働く人のやりがい、職場の魅力等をまとめた動画を作成する。
- ・ 業務内容：①運輸業紹介動画の制作
  - ア 主に県内の中高生に運輸業の社会的役割や働く人のやりがい、職場の魅力等を紹介する5分程度の動画を作成すること。なお、作成本数はバス業界、トラック業界それぞれ1本以上とすること。
  - イ 必要に応じて運輸業従事者へのインタビューや仕事風景等も織り交ぜること。
  - ウ 成果物はMP4データとしYoutubeにアップロード可能で、画像・音声鮮明に視聴できる仕様とすること。
- ②学校等配布用DVDの作成
  - ア 作成枚数は220枚とする。
  - イ 県内の中学校・高等学校等に配布して、キャリア教育や職業紹介等において活用予定。
  - ウ 配布先は、県内中学校や高等学校等、約210箇所を想定しており、県から後日示す送付リストにもとづき、受託者から送付すること。
  - エ DVDプレーヤー及びパソコン等で再生可能な形式とし、ラベル文字入れ、個別梱包を行うこと。
- ・ 著作権の取扱：
  - ア 著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、愛媛県に帰属するものとする。
  - イ 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。
  - ウ 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ その他：
  - ア 若者の免許取得や運輸業への就業の促進を図ることを目的としており、中高生が視聴する動画である点に十分配慮すること。
  - イ 受託者は協力者等に関する交渉も行い、肖像権及び著作権等に関わる調整も行うこと。

- ウ 動画の完成までに県による内容確認及び修正協議の場を設けること。
- エ 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物の瑕疵がある場合は県と協議のうえ、必要な修正を行うこと。

### ③ 人材獲得・採用に係る実践研修会の開催

(企画提案における留意事項)

- ・参加対象：【企業】バス、タクシー、トラックなど公共交通や物流に関する事業を主要業務とする企業経営者や採用担当者などを対象とする。
- ・開催方法：愛媛県内2ヶ所（松山・西条を想定）で各3回以上開催すること。
- ・開催規模：参加者は各回30名程度で実施すること。
- ・その他：ア 研修会の内容は、コロナ禍における効果的な採用活動、若年者獲得に向けた効果的な手法、若年・女性ドライバー獲得に向けた雇用環境整備等など運輸事業者の人材獲得能力向上につながる内容とすること。
- イ 講師や会場手配等は委託事業の中に含まれるため、受託者が行うこと。
- ウ 研修会の実施や参加者の募集に当たっては、運輸関係団体と連携して対応すること。
- エ 参加者へのマスクの配布や手指消毒液の設置等、感染予防対策を講じること。

## 3. 委託事業費

### (1) 事業費の上限額

5,296,000円（消費税及び地方消費税含む。）

### (2) 対象経費

委託事業の対象経費は、以下のとおりです。また、各経費の留意事項については別添の補足資料（「経費の計上について」）を参照してください。

#### ①活動経費

（会場費、賃借料、印刷製本費、広告宣伝費、講師謝金・旅費、職員活動旅費、消耗品費、通信運搬費、その他委託事業を実施するために必要なもので県が認めた経費）

②再委託費（県の承認を経て事業の一部を第三者に委託する費用）

③一般管理費（事業の実施に必要なもので、①及び②の合計額の10%以内）

④上記の①～③の経費に係る消費税及び地方消費税

## 4. 事業の要件

募集する事業内容は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- ① 事業の実施や周知に関して、えひめ移住コンシェルジュ、ふるさと愛媛Uターンセンター、ジョブカフェ愛workなど県の移住・就職支援機関と連携・協力して実施する体制をとること。

- ② 事業の実施や周知に関して、運輸関係団体と連携・協力して実施すること。
- ③ 事業実施後の成果について報告を求めることとなるので、各取組みへの参加者数（現地説明会の参加者数や人材獲得研修会の参加企業数等）を把握できる方法で事業を実施すること。

## 5. 対象事業者

### (1) 応募資格

本事業への申請者は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- ① 愛媛県内に事業所（支店、支所、営業所等を含む）を有し、法人格を持つ企業・団体であること。
- ② 令和2～4年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格を有していること。

### (2) 応募資格を有しない者

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 愛媛県から指名停止の措置を受けている者
- ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

## 6. 説明会の実施及び質問の受付

### (1) 説明会の開催

本事業の企画提案募集に関する説明会を開催します。なお、企画提案の申請にあたって説明会への参加は必須ではありませんが、可能な限り出席をお願いします。

- ① 開催日時 令和3年4月20日（火） 15：30～16：30
- ② 開催場所 愛媛県庁第二別館1階 企画振興部会議室
- ③ 申込方法 説明会参加希望者は、説明会参加申込書（別紙1）を令和3年4月19日（月）午後5時までに FAX 又は電子メールで提出してください。  
提出先 F A X 番号：089-912-2249（送り状不要）  
〃 E - m a i l : [chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp](mailto:chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp)
- ④ その他 説明会参加希望者がいない場合は、説明会を開催いたしません。

### (2) 企画提案募集に関する質問

本事業に関して質問がある場合は、質問票（別紙2）により FAX 又は電子メール（説明会参加申込書の提出先と同様）により問い合わせてください。

ただし、企画提案書の具体的な記載内容や審査基準、審査委員に関する問い合わせについては受け付けません。

なお、回答については説明会でお答えするほか、説明会開催後は県ホームページにおいて公開します。（トップページから「公共交通人材」で検索下さい。）

## 7. 企画提案の申請方法

### (1) 申請書の配布場所

令和3年4月12日(月)から令和3年5月6日(木)までの期間、県ホームページにおいて様式データのダウンロードにより交付します。(トップページから「公共交通人材」で検索下さい。)

### (2) 提出方法

- ①提出様式
- ・企画提案申請書(様式1)
  - ・企画提案書(様式2)
  - ・事業費積算書(様式3)
  - ・事業管理・運営体制表(様式4)
  - ・就職支援及び人材確保支援に係る実績資料(任意様式 A4用紙)
  - ・直近の事業報告書及び決算書
  - ・会社概要など申請者の概要が分かる資料(パンフレット等可)
  - ・県税、消費税及び地方消費税に滞納がない旨の証明書(発行日から1か月以内の県納税証明書及び税務署納税証明書(その3の3))
- ②提出部数 正本1部 副本8部(副本は正本の複写とする。)
- ③提出期限 令和3年5月6日(木) 17:00
- ④提出先 下記まで直接持参してください。なお、提出時に形式審査(必要書類が揃っているかの確認)を実施します。

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館 3階

愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課

担当:松浦、関谷

TEL:089-912-2251 FAX:089-912-2249

E-mail:chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

- ⑤留意事項
- ・申請書類の作成に要する費用は申請者の負担とします。
  - ・提出された申請書類は理由の如何を問わず返却しません。
  - ・提出された申請書類の内容は原則として変更することは認めません。
  - ・必要に応じて書類の補正や追加書類の提出を求めることがあります。
  - ・経費の積算にあたっては地域の水準等を踏まえた適正な価格で積算してください。
  - ・業務の一部について再委託が必要な場合は、企画提案書に委託範囲、委託理由、委託想定先及び委託予定金額を明記してください。
  - ・提出された申請書類に虚偽又は不正があった場合、若しくは、審査会審査委員に個別に接触した場合及び選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合は失格となります。
  - ・事業で得た財産及び成果物等に係る権利は愛媛県に帰属します。
  - ・県が申請書類を受理した後に申請を辞退する場合は、辞退届(別紙3)を提出してください。

## 8. 企画の選定方法

本事業の受託先の選定は、事業の評価基準（別紙4）に基づいて審査会委員による審査を経て、受託候補者1団体を選定します。

審査会終了後、申請者に対して書面で企画の採否を通知します。

## 9. 業務の契約

(1) 県は、受託候補者から見積書を徴取したうえで、県が設定する予定価格の範囲で随意契約を締結します。

(2) 国の地方創生推進交付金の交付決定の状況等によっては、契約日・企画内容・金額等について変更（中止を含む。）する場合があります。

(3) 仕様書の作成にあたっては、受託候補者と事業実施の具体的な方法等について協議・調整を行います。

なお、この場合において受託候補者と協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

(4) 契約締結後は速やかに事業に着手していただくことになります。また、経理処理については他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は事業完了年度の次年度から5年間保存してください。

(5) 事業開始後は、契約書・仕様書に基づいて定期報告書の提出が必要となるほか、随時、県から事業の実施状況について報告を求められた場合は、速やかに回答してください。

(6) 事業完了後は、事業の実施内容、事業成果、事業に要した経費及びその内訳を内容に含む実績報告書の提出が必要です。

(7) 委託料については、一部を前払いすることが出来るものとします。なお、前払いの金額は、契約書の内容に基づいて県が決定するものとします。